

付 表 綴

(改定履歴表；本付表綴裏表紙に記載)

制定 平成 18 年 11 月 13 日

承認	作成
H18・11・13	H18・11・13

この付表綴は、制定又は改廃の承認日から発効する

制定・改訂履歴表				
改訂版番号	改訂理由と主な改定内容	改訂年月日	事務局印	承認者印
第1版	初版	H.11.11.15.		許田
第2版	環境方針と各規格内容との整合性を調整のため	H.11.12.15.		
第3版	環境推進委員会による全面見直し	H.12. 1.15.		
第4版	環境推進委員会による全面見直し (付表9 環境保全推進組織図 メンバーの変更等)	H.13. 5.31.		
第5版	環境推進委員会による全面見直し (付表9 環境保全推進組織図 メンバーの変更等)	H.14. 5.31.		
第6版	環境推進委員会による全面見直し (環境側面の見直し等)	H.14.12.13		
第7版	環境推進委員会による全面見直し (環境側面の見直し等)	H.16. 4. 5		
第8版	環境推進委員会による全面見直し (付表7・付表9変更)	H.16. 8. 9		
第9版	環境推進委員会による全面見直し (付表1変更)	H.16.12.13		
第10版	環境推進委員会による全面見直し (付表2・3・4・5・6・9変更)	H.17. 3.14		
第11版	環境推進委員会による全面見直し (付表6・8・9変更)	H.17. 4.11		
第12版	環境推進委員会による全面レビュー (付表6・9・10変更)	H.17.11.14		
第13版	環境推進委員会による全面レビュー (付表2・3・4・5・8変更)	H.18. 1.16		
第14版	環境推進委員会による全面レビュー (付表6・10変更)	H.18. 2.13		
第15版	環境推進委員会による全面レビュー (付表1・2・3・4廃止 5変更)	H.18.10. 7		
第16版	環境推進委員会による全面レビュー (付表10-2廃止 7・8・9・10-1・11変更)	H.18.11.13		

付表5 著しい環境側面登録一覧表

1. 通常、非通常時

INPUT

- ・燃料の使用管理 新規事業部・環境事業部・営業部・環境技術部 業務4課
- ・紙の使用管理 環境開発部・営業部・総務部
- ・試薬（毒劇物、有機溶剤） 環境技術部 分析課

OUTPUT

- ・五日市車庫施設排水 環境事業部
- ・悪臭バキューム車 環境事業部
- ・廃棄物の管理 環境開発部
- ・車輛排ガス 環境技術部 業務4課
- ・産業廃棄物・・・五日市車庫グリストラップ汚泥 環境事業部
- ・特定施設からの排出水 環境技術部 分析課
- ・特定管理産業廃棄物の発生 環境技術部 分析課

2. リサイクル・リユース

- ・雨水のリサイクル・・・五日市車庫 環境事業部

3. 緊急事態

- ・収集運搬時の飛散及び流出 新規事業部・環境事業部
- ・水中ポンプ使用時の汚泥流出・漏洩 環境技術部 業務4課
- ・シンクへの有害物質の流出 環境技術部 分析課
- ・手順間違いによるシアンガスの発生 環境技術部 分析課

4. 外部

- ・環境美化 総務部

5. 力量

- ・正確かつ迅速な環境情報（測定結果）の提供 環境技術部 分析課
- ・環境技術部 分析課の著しい環境側面の原因となる可能性 環境技術部 分析課

付表6 法的及びその他の要求事項登録一覧表
(状況チェック表)

部門 _____ 記録者 _____

考慮した事項	環境側面	適用法令等	制定年月日	最終改正日	施行日	届出等				測定・報告				関係部門													
						新設		変更等		管理者		休廃止		頻度		報告		記録		その他	総務	営業	新規事業部	環事		環境技術部	環境開発部
						要否	年月日	要否	年月日	要否	年月日	要否	年月日	年月日	要否	年月日	要否	年月日	年月日	業1・2				業3			
共通	環境基本法	H5/11/19 法律第91号	H16/6/2 法律第78号	公布日から 一年以内								要		要													
	計量法	H4/5/20 法律第51号	H15/6/11 法律第76号	H16/3/1	要		要		要		要																
資源・材料	資源の有効な利用の促進に関する法律	H3/4/26 法律第48号	H14/2/8 法律第1号	H14/2/8																							
	資源の有効な利用の促進に関する基本方針	H13/3/28	—	—																							
	毒物及び劇物取締法	H25/12/28 法律第303号	H13/6/29 法律第87号	公布日から 一月以内	要		要		要		要																
	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	S48/10/16 法律第117号	H17/4/27 法律第33号	H17/10/1							年1		要		要												
	消防法（危険物）	S23/7/24 法律第186号	H17/7/26 法律第87号	行日から施行	要		要		要		要																
水系	排水	水質汚濁防止法	S45/12/25 法律第138号	H17/4/27 法律第33号	H17/10/1																						
		広島県環境基本条例	H7/3/15 条例第3号	H17/7/6 条例第37号	H17/7/6																						
		広島県生活環境の保全等に関する条例	H15/10/7 条例第35号	H17/7/6 条例第37号	H17/7/6																						
		水濁法3条3項に基づく排水基準を定める条例	S46/12/24 条例第69号	H15/12/19 条例第46号	H16/4/1							年12				要											
		下水道法	S33/4/24 法律第79号	H17/6/22 法律第70号	公布日から 六月以内	要		要		要		年12				要											
		広島市下水道条例	S47/10/6 条例第96号	H17/7/8 条例第131号	H18/4/1	要		要		要																	
大気	悪臭	広島県生活環境の保全等に関する条例	H15/10/7 条例第35号	H17/7/6 条例第37号	H17/7/6																						
		悪臭防止法	S46/6/1 法律第91号	H12/5/17 法律第65号	H13/4/1																						
廃棄物	廃棄物の収集・運搬・処理・処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	S45/12/25 法律第137号	H17/5/18 法律第42号	H17/10/1	要		要		要		年1	6月30日	要		要											
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	厚生省令第35号	環境省令第30号	H17/9/30																						
		広島県条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	H4/7/4 規則第55号	H17/8/1 規則第75号	H17/8/1							6月30日	要		要												
		広島市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47/3/31 条例第19号	H17/3/30 条例第26号	H17/10/1																						
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	H7/6/16 法律第112号	H15/6/18 法律第93号	H15/12/1																						

付表6 法的及びその他の要求事項登録一覧表
(順法チェック表)

部門 _____ 記録者 _____

順法できている場合は"レ"印を順法状況チェック欄に入れること。また、自部門に関係のない法律は斜線を引くこと。

考慮した事項	環境側面	適用法令等	制定年月日	該当条文等	行動内容 / 実施内容	順法状況 チェック欄	備考
共通	環境基本法		平5法91 最終改正：H11/12/22 法律第221号	第4条「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」 第8条「事業者の責務」	・当社の「環境マネジメントシステム」の実行		
	計量法		平4法51 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第10条「正確な計量」 第16条「使用の制限」 第19条「定期検査」 第110条「事業規程」	・検定、計量証明検査、計量証明設備台帳による機器の管理		
資源 ・ 材料	電力、水、燃料、紙類、薬品、試薬等	資源の有効な利用の促進に関する法律 資源の有効な利用の促進に関する基本方針	平3法48 平5.8.16	第4条「事業者の責務」 第5項「当事者ごとの目標」	・分別回収の実施		
		毒物及び劇物取締法	昭25法303 最終改正：H12/11/27 法律第126号	第3条「禁止規定」 第6条「登録事項」 第11条「毒物又は劇物の取扱」	・施錠のできる薬品庫・冷暗所に保管すべきものについては施錠のできる室内の冷蔵庫等で保管(記録様式「錠-1」)		
		化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	昭48法117 最終改正：H11/12/22 法律第160号	第14条「使用の制限」	・保管、使用量の管理(記録様式「化-1」) ・MSDS		
		消防法(危険物)	昭23法186 最終改正：H11/12/22 法律第163号	第10条～第16条9「危険物」	・指定数量未満での保管・管理を実施 ・(甲種・乙種)危険物取扱者の育成		
水系	排水	水質汚濁防止法	昭45法138 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第5条「特定施設の設置の届出」 第14条「排出水の汚染状態の測定等」	・特定施設の設置の届出 ・排出水の自主測定結果記録(記録様式「排-1」) ・下水道局立入検査記録		
		広島県環境基本条例	平7条例3 最終改正：H7/3/15 広島県条例3	第6条「事業者の責務」			
		広島県生活環境の保全等に関する条例	最終改正：H15/10/07 広島県条例第35号	第36条「有害物質の地下浸透の禁止」 第76条「化学物質の適正管理」			
		水濁法3条3項に基づく排水基準を定める条例	昭46条例69 最終改正：H3/3/14 広島県条例15				
		下水道法	昭33法79 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第12条2～第12条4			
		広島市下水道条例	昭33法79 最終改正：H12/12/25 条例第78号	第13条「特定事業場からの下水の排除の制限」			
大気	悪臭	広島県生活環境の保全等に関する条例	最終改正：H15/10/07 広島県条例第35号		・バキュームの脱臭装置にマスクング剤を使用		
		悪臭防止法	昭46法91 最終改正：H12/5/17 法律第65号	第7条「規制基準の遵守義務」 第14条「国民の責務」			
		広島県告示 悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準の設定	最終改正：H10/3/24 県告示351				
廃棄物	廃棄物の収集・運搬・処理・処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭45法137 最終改正：H12/5/31 法律第91号	第3条「事業者の責務」 第7条の9「一般廃棄物処理業」 第12条の2「事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理」 第12条の3「産業廃棄物管理票」 第14条の8「産業廃棄物処理業」	・「廃棄物処理受委託管理要領書」の実行 ・一般廃棄物処理業に係る許可証 ・特別管理産業廃棄物処理票、記録様式「技廃-1」、「技廃-2」による管理 ・産業廃棄物処理業に係る許可証 ・産業廃棄物運搬車の表示(業者名・許可番号)及び許可証の写しとマニフェストの備え付け		
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	最終改正：H17/4/1 昭46厚生省令35	第六条第1項第1号イ 第七条の二の二			
		広島県条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平4広島県規則55 最終改正：H11/4/1 県規則37	第4条「一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所」 第5条「産業廃棄物処理業の許可証の再交付」			
		広島市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭47条例19 最終改正：H12/9/28 条例第66号	第4条「事業者の責務」			
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平7法112 最終改正：H12/6/7 法律第113号	第4条「事業者及び消費者の責務」			

付表7 環境情報入手・発信登録処理表 (1/1)

処理番号	号
------	---

[1] 情報入手・発信等

情報入手・発信経路	外部情報	総務課 部門名()
	内部情報	EMS 事務局 部門名()
	法律等要求事項	EMS 事務局
情報入手・発信先		
情報入手・発信日付	年 月 日	
情報入手・発信記録者		

[2] 本登録表の内容(従前の当該情報の相違点等)

添付資料:

[3] 関連部署へ回付(関連部門は部門内責任者が署名)

配布先	総務、環事(業1~3)、環技(業4)、営業、新事、環技、環開
-----	--------------------------------

[4] 関連部門の回答又は情報

トップマネジメントとの協議(要・否) 添付資料(有・無)					
関連部門内責任者	署名	印	起案	年 月 日	
	署名		印	受取	年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
環境管理責任者	署名	印	承認・確認	年 月 日	
EMS 事務局	署名	印	処理	年 月 日	

保存期間(3年)

付表 8 環 境 目 的 ・ 目 標 一 覧 表

環 境 方 針					
目 的		部 門	年 度 目 標		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 地球温暖化防止と天然資源の有効利用のため、電力、水、燃料、紙類の使用管理に努める。					
電力の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理	全体	H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
浄水の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理		H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
車両用燃料の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理		H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
コピー用紙の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理		H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
(2) 薬品、試薬等で人間や生物にとって有害な物質の管理を徹底する。					
有害化学物質の管理を徹底する。	毎日の施錠確認を100%行う	環境技術部 分析課	当該部門において策定する		
試験室の火災・地震・手順間違い等による汚染物質の流出の防止に努める。	特定教育を年1回、及び緊急事態訓練を年2回行う				
(3) 排水、悪臭が環境に影響を与えないよう諸法令を順守する。					
本社の排水の管理を徹底する。	排水基準の4割以下の管理を行う	環境技術部 分析課	当該部門において策定する		
悪臭の管理を徹底する。	苦情件数を0件とする	環境事業部 業務1・2・3課	当該部門において策定する		
(4) 社内からの廃棄物は発生を抑制し、分別を徹底し、資源化に努め、排出量を低減する。					
廃棄物の排出量を低減する。	本社から発生する廃棄物は、リサイクルに努めると共に、排出量を平成20年度において、平成17年度比で約3%削減する	全体	H17年度実績の1%低減	前年度目標値の1%低減	前年度目標値の1%低減
紙類・ビン・缶・ペットボトル・金属くず他のリサイクルを徹底する。	廃棄物のリサイクル率を、平成20年度において、平成17年度実績より約3%増加させる		H17年度実績の1%増加	前年度目標値の1%増加	前年度目標値の1%増加
(5) 廃棄物収集・運搬時の飛散・流出防止のための管理を徹底する。					
収集運搬時の飛散・流出の防止に努める。	特定教育を年1回、及び緊急事態訓練を年2回行う	環境事業部 業務1・2・3課 新規事業部	当該部門において策定する		

付表 9 環境保全推進組織図

トップマネジメント	社 長	大森 雄嗣
	専 務	大森 雄男

環境推進委員会						
委員長 環境管理責任者						
構成員 部門内責任者(部課長)						
総務部	環境技術部	環境技術部 業務4課	環境事業部 業務1～3課	営業部	新規事業部	環境開発部
津田章	小幡彰	杉本敏昭	市川幸弘	高野一雄	高野一雄	空明輝

部門内事務局(部門内責任者指名)						
総務部	環境技術部	環境技術部 業務4課	環境事業部 業務1～3課	営業部	新規事業部	環境開発部
内須田山直和樹宏	児玉泉	大森彩恵	田中玲子	内田浩子	澤児岡玉高良広子	豊井隈美美紀沙

環境管理責任者 (社長 任命)
許田 宗文

EMS事務局 (環境管理責任者 任命・統括)
主任事務局員 須山 和宏
事務局員 内田 直樹
事務局員 齊藤 孝幸

内部環境監査委員会 (社長 任命)	
主任内部環境監査員	木村 真二
内部環境監査員	友田 八郎
内部環境監査員	内田 浩子
内部環境監査員	平塚 広
内部環境監査員	上村 賢治
内部環境監査員	片岡 勝樹
内部環境監査員	長上 誠二
内部環境監査員	森原 裕子
内部環境監査員	勝田 陽子

付表10 環境関連資格能力及び教育訓練一覧表

項目	教育内容	講師	受講対象者	教育・訓練実施計画
1. 一般教育	a) 環境方針と手順との適合性について b) 環境マネジメントシステムの要求事項について c) 環境保全活動の結果、期待される効果について d) 緊急事態発生時への対応について 緊急事態発生時の連絡及び処置 緩和並びに予防処置 事後の処置等 e) 規定された運用手順から逸脱した際に予想される結果について	(下記の者が行う) 1. トップマネジメント 2. 内部環境監査員 3. 環境管理責任者 4. 部門内責任者 5. 部門内事務局 6. EMS事務局 上記講師対象者は、マニュアル、手順書、要領書等の必要な範囲をよく読み理解した上で教育・訓練にあたること	全社員	部全体毎の教育・訓練は年に一回、十随月に実施
2. 専門教育	a) 内部環境監査員教育 内部環境監査員養成セミナーあるいはこれに準ずる社内教育	トップマネジメントの指名を受けた者 外部教育機関	トップマネジメントによって指名された者	必要に応じて随時
3. 特定教育	a) 法制上の資格を必要とする業務に従事する者への教育 b) 業務遂行上適切な教育・訓練経験等の履修 c) 著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業従事者に対する、職務遂行上必要な業務手順、作業要領に基づく環境保全知識、情報等の教育	部門毎に定める	部門毎に定める	部門毎に定める

付表 1 1 環境に関する対象計器一覧表

1 . ゴミ計量用はかり

上皿自動秤 形式 ヤマト 2 0 k g

仕様 1 k g ~ 2 0 k g 最小メモリ 5 0 g

台数 1 台

2 . 寒暖計

3 . その他環境に関する対象計器（計量証明に関する測定機器）

別紙「計量証明用設備の名称、性能、用途及び数量」一覧表による。